

ご存知ですか？

みんな いん じどう いん  
あなたのまちの民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は  
安心・安全に暮らせる地域を目指し

ち いき み まも やく  
「地域の見守り役」

ち いき じゅうみん み ちか そうだん あいて  
「地域住民の身近な相談相手」

せんもん き かん やく  
「専門機関へのつなぎ役」

として、活動しています。



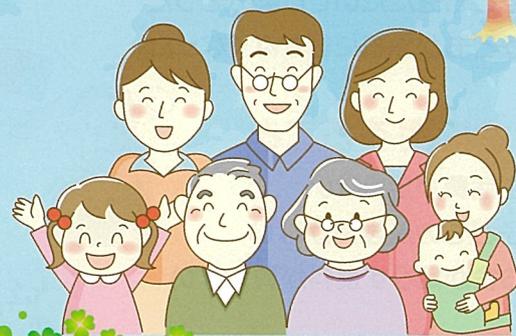
民生委員・児童委員は安心して  
相談できるボランティアです。

民生委員は「民生委員法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく（活動費支給のみ）、ボランティアとして活動しています。

そして、すべての民生委員は、「児童福祉法」によって、児童委員も兼ねています。

また、民生委員・児童委員の中には、子どもや子育てに関する支援を専門に担当する“主任児童委員”がいます。

いずれも任期は1期3年（再任可能）です。



ご相談のお秘密は守ります。

民生委員・児童委員は民生委員法により守秘義務が課せられています。相談内容や秘密が他に漏れることはありません。



子どもたちの見守り活動



訪問活動



地域福祉活動（募金活動）



秋田県民生児童委員協議会

事務局 〒010-0922 秋田市旭北栄町1番5号（秋田県社会福祉協議会内）  
Tel 018-864-2714 Fax 018-864-2742

ホームページ



しんばい なや かか  
**心配ごと、悩みごと、ひとりで抱えていませんか？**  
 みるせい いいん じどう いいん きがる そうだん  
**民生委員・児童委員にお気軽にご相談ください。**

地域住民からの相談に応じ、さまざまな関係機関と連携して支援を行います。

心配ごとや悩みごとがあれば、ひとりで悩まず私たちにご相談ください。



**高齢者に関すること**

- ◆ 親の介護に関して悩んでいる
- ◆ 一人暮らしで話し相手がいない
- ◆ 介護保険の使い方が分からない



**福祉サービスに関すること**

- ◆ 障がい者手帳を申請したい
- ◆ 施設を利用したいけど相談先が分からない
- ◆ 車いすや福祉用具を借りたい

**子どもや子育てに関すること**

- ◆ 子育てについて相談できる相手がいない
- ◆ 子どもをたたいてしまいそうだ
- ◆ 子どもが学校に行かなくなった



**お金に関すること**

- ◆ 生活費が足りない
- ◆ 子どもの進学費がない
- ◆ お金が足りず食料が買えない

**ご近所の気になること**

- ◆ 最近、〇〇さんの姿を見かけない
- ◆ 〇〇さんの家から怒鳴り声と子どもの泣き声が毎日のように聞こえる
- ◆ 〇〇さんの家に大量の新聞がたまっている



**生活全般に関すること**

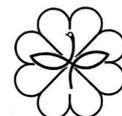
- ◆ 冬場の除雪が大変だ
- ◆ 災害が起こった時の避難が不安
- ◆ 仕事の帰りが遅く子どもを預ける場所がない

**あなたの地域には担当の民生委員・児童委員がいます。**

民生委員・児童委員は、すべての地域に配置され、活動を行っています。

全国では総数約23万人の民生委員・児童委員が活動しており、秋田県では約3,400名の民生委員・児童委員がいます。(うち約330名が主任児童委員)

こんにちは!! この地域の民生委員・児童委員です。



支えあう 住みよい社会  
 地域から